市、一般社団法人山梨県薬剤師会　山梨県甲府市、株式会社ネイテック　長野県長野市、一般社団法人長野県産業環境保全協会　長野県長野市、ユートピア産業株式会社　長野県長野市、株式会社環境技術センター　長野県松本市、一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター　岐阜県岐阜市、株式会社総合保健センター　岐阜県可児市、一般社団法人静岡県産業環境センター　静岡県浜松市、株式会社愛研　愛知県名古屋市、一般財団法人東海技術センター　愛知県名古屋市、株式会社テクノ中部　愛知県名古屋市、株式会社富士環境分析センター　愛知県名古屋市、株式会社ユニケミー　愛知県名古屋市、東亜環境サービス株式会社　愛知県名古屋市、株式会社地球科学研究所　愛知県名古屋市、株式会社環境科学研究所　愛知県名古屋市、株式会社日本環境技術センター　愛知県一宮市、一般財団法人中部微生物研究所　愛知県豊川市、株式会社東海分析化学研究所　愛知県豊川市、有限会社タチテック　三重県鈴鹿市、一般財団法人三重県環境保全事業団　三重県津市、株式会社ジーエス環境科学研究所　京都府京都市、大阪環境保全株式会社　大阪府大阪市、日本エコテック株式会社　東京都中央区、株式会社近畿環境技術センター　大阪府大阪市、株式会社タツタ環境分析センター　大阪府東大阪市、株式会社大阪環境技術センター　大阪府茨木市、株式会社日環サービス　大阪府摂津市、協同組合中紀環境科学　和歌山県有田郡、株式会社サンキョウ-エンビックス　岡山県岡山市、ラボテック株式会社　広島県広島市、株式会社有馬労働衛生コンサルタント事務所　広島県広島市、西条環境整備株式会社　愛媛県西条市、株式会社西条環境分析センター　愛媛県西条市、株式会社東洋技研　高知県高知市、一般財団法人九州環境管理協会　福岡県福岡市、株式会社太平環境科学センター　福岡県福岡市、株式会社環境科学システム　福岡県大野城市、株式会社新日本環境コンサルタント　福岡県福岡市、株式会社四元音響設計事務所　福岡県北九州市、環境テクノス株式会社　福岡県北九州市、一般財団法人佐賀県環境科学検査協会　佐賀県佐賀市、株式会社三計テクノス　熊本県熊本市、株式会社鹿児島環境測定分析センター　鹿児島県鹿児島市、有限会社親和熱水研　鹿児島県鹿児島市、一般社団法人鹿児島県環境保全協会　鹿児島県鹿児島市、株式会社鹿児島県環境測定センター　鹿児島県霧島市、株式会社沖縄環境保全研究所　沖縄県うるま市、一般財団法人沖縄県環境科学センター　沖縄県浦添市、株式会社沖縄環境分析センター　沖縄県宜野湾市、株式会社環境総合研究所　埼玉県川越市、一般財団法人成田国際空港振興協会　千葉県成田市、株式会社東海テクノ　三重県四日市市、有限会社環境分析センター　島根県松江市、全環境企業年金基金　千葉県千葉市、株式会社エヌテック　兵庫県姫路市、有限会社アセス　岩手県北上市、株式会社日本化学環境センター　福島県郡山市、株式会社環境理研　富山県砺波市、ダイテック株式会社　東京都江戸川区、公益財団法人鹿児島県環境検査センター　鹿児島県鹿児島市、株式会社山梨県環境科学検査センター　山梨県甲斐市、株式会社ＮＡＡリテイリング　千葉県成田市、株式会社九州環境総合研究所　福岡県福岡市、株式会社ＮＳＳ　新潟県燕市、一般財団法人医薬分業支援センター　山梨県中央市、株式会社デイケイケイサービス関西　大阪府門真市、計測システム株式会社　兵庫県姫路市、ラボテック東日本株式会社　千葉県千葉市、株式会社総合環境研究機構　沖縄県那覇市

5．公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第３条第３号に規定する改正前確定給付企業年金法第112条第１項の認可を受けて基金が成立した日　平成27年７月１日

6．消滅した存続厚生年金基金の名称及び所在地
全国環境計量証明業厚生年金基金　千葉県千葉市中央区中央３丁目10番４号

平成27年７月13日

千葉県千葉市中央区中央３丁目10番４号
全環境企業年金基金
理事長　濱地　光男

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　広島弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　木山　　潔
登録番号　16997
事 務 所　広島県福山市東町２－３－23
弁護士法人福山法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年６月15日

平成27年６月22日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　広島弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　服部　融憲
登録番号　12672
事 務 所　広島県福山市東町２－３－23
弁護士法人福山法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年６月15日

平成27年６月22日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の女性、年齢50～70歳代、身長152㎝、黒および水色シャツ、肌着シャツ、ブラジャー、黒色婦人ズボン、ズボン下、ガードル、パンツ、黒色靴下を着用

上記の者は、平成27年６月14日、秋田市雄和新波字本屋敷内の雄物川河川新波橋上流やな場で発見されました。死亡日時は、同年６月上旬頃と推定されます。

遺体は、身元不明のため、当市で火葬に付し、遺骨を保管しております。お心当たりの方は、秋田市役所福祉総務課まで申し出てください。

平成27年７月13日

秋田県　秋田市長　穂積　　志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・職業不詳、推定年齢約60歳以上、推定身長155センチメートルから168センチメートル位、性別男性

上記の者は、平成27年３月９日午後２時頃愛知県半田市緑ヶ丘５丁目18番地の２、石川方西方約50メートル主要地方道西尾知多線西側側溝内にて発見され、死因は不詳です。死亡日時は約２年以上前と推定されます。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、半田市福祉部生活援護課までお申し出ください。

平成27年７月13日

愛知県　半田市長　榊原　純夫

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条１項及び旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成27年７月13日　東京都知事　舛添　要一

1　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所
株式会社ＧＲＥＡＴ　ＡＤＶＥＮＴＵＲＥ　ＴＯＵＲＳ　東京都渋谷区富ヶ谷一丁目53番３号
2　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３－6423号
3　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための配当表
弁済限度額　3,000,000円
権利の実行の申出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
谷口　美保	529,320円	529,320円	117,038円	3,645円	113,393円
松下　昌弘	3,410,000円	3,410,000円	753,984円	23,482円	730,502円
高田　央恵	1,896,000円	1,896,000円	419,224円	13,056円	406,168円
社会福祉法人夢21福祉会	1,235,541円	1,235,541円	273,190円	8,508円	264,682円
三冨　純一	3,126,490円	3,126,490円	691,297円	21,529円	669,768円
山田健太郎	1,444,090円	1,444,090円	319,302円	9,944円	309,358円
大山　幸治	1,926,490円	1,926,490円	425,965円	13,266円	412,699円
東京都会計管理者					93,430円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上記の手数料の合計）については東京都会計管理者に支払うこととする。